

奥武山公園 A 売店入居者選定委員会運営要領

1 目的

この要領は、奥武山公園の A 売店入居者の募集及び決定に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置

奥武山公園 A 売店の入居者を選定するため、奥武山公園 A 売店入居者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 所掌事務

- (1) 応募資格、基準、許可条件等に関すること。
- (2) 販売品目の選定に関すること。
- (3) 選定方法に関すること。
- (4) A 売店入居者の選定に関すること。

4 組織

- (1) 委員会は、別表に掲げる者又は職にある者をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、沖縄県土木建築部建築都市統括監をもって充てる。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

6 定足数

委員会は、全委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委員が職指定されている者は、当該委員の指定する者が代理で委員会に出席し、意見を述べることができる。この場合における代理出席者の発言は、当該委員の発言とみなす。

7 議決

委員会において、議決を要する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 事務局

委員会の事務は、土木建築部都市公園課が所掌する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(別表)

職 名 等	備 考
沖縄県土木建築部建築都市統括監	委 員 長
沖縄県土木建築部都市公園課長	委 員
沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長	委 員
奥武山公園の利用頻度が高い学校の関係者	委 員
奥武山公園の利用頻度が高い競技団体の代表者	委 員
財務に精通する者	委 員

令和8年2月20日